

五監公告第 15 号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成29年9月25日

五 泉 市 監 査 委 員  
柄 沢 則 夫  
広 野 甲

1. 監査の種類

財政援助団体等（公の施設の指定管理者）監査

2. 監査の対象

指定管理者 グリーン産業株式会社 [五泉市村松さくらんど物産直売所]  
商工観光課（指定管理に関する事務の所管課）

3. 監査の範囲

平成28年度出納その他の事務の執行状況

4. 監査の実施期間

平成29年8月3日～平成29年8月30日

5. 監査の方法及び着眼点

公の施設管理に係る事務の執行、業務管理、運営状況が指定管理者制度導入の目的に沿い、適正かつ効率的に執行されているかどうかについて、あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行い、監査した。

また、所管課に対しては、指定管理者への指導管理は適切に行われているかどうかに主眼をおいて監査を実施した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

精米売買契約書等において、収入印紙の貼付及び消印がない事例が見受けられた。印紙税法及び関係法令・規定に基づき、適切な事務処理に努められたい。

(2) 所見

五泉市村松さくらんど物産直売所の利用者数は、平成28年度は前年度比で2.4%の減となり、販売手数料等の収入も2.2%の減となったが、収支決算は黒字となった。今後とも五泉市の新たな地場産品の開拓とPR及び販路拡大を図られ、施設の設置目的である「地場産業の活性化と地域住民の新たな生きがいの創造」に努められたい。併せて、指定管理の受託代表者が同一である隣接のさくらんど温泉施設との連携による相乗効果を期待するものである。

指定管理者制度は、市と指定管理者との相互信頼に基づいて官民協働により成り立っている。市においては、指定管理者との連携をより密にするとともに、施設の適切な運営管理が行われるよう的確な指導に努められたい。